のと共栄信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年4月の民法改正を踏まえ、下記のとおり預金規定を改定いたします。 なお、改定後の規定は改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されます ので、あらかじめご了承ください。

記

- 1. 対象となる預金規定
 - (1) 流動性預金規定

 - ① 流動性預金共通規定 ② 普通預金規定 (無利息型普通預金を含む)
 - ③ 納税準備預金規定
- ④ 貯蓄預金規定
- ⑤ 通知預金規定
- ⑥ 定期性総合口座取引規定(無利息型普通預金を含む)
- (2) 定期性預金規定
 - ① 定期預金共通規定
- ② 期日指定定期預金規定
- ③ 自動継続期日指定定期預金規定
- ④ 自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)
- ⑤ 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)
- ⑥ 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- (7) 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ⑧ 変動金利定期預金規定 ⑨ 自動継続変動金利定期預金規定
- (3) 財形定期預金規定
- ① 財産形成預金 ② 財形年金預金 ③ 財形住宅預金

2. 主な改定内容

- (1) 定期預金等の満期日前解約の取扱いについて
- (2) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出について
- (3) 各種預金規定の変更時の周知方法等について
- 3. 具体的な改定内容の例示

定期預金共通規定では、以下の下線箇所が改定(追加)となります。

第 3 条 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約する ことはできません。

第 5 条 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面 によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が 開始された場合も同様に届出てください。

第 9 条 (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由 が生じた場合、変更できるものとします。その場合、店頭掲示、当金庫のホームページ の掲示またはその他の方法で公表します。

4. その他

今般改定となる預金規定は、令和2年4月1日より当金庫の店頭およびホームページで 閲覧できます。